

第3回 中津市学校のあり方検討委員会

令和7年3月27日

中津市教育委員会

開催スケジュール（予定）

- ・ 第1回（令和6年8月19日）

学校規模の考え方
本市の状況
進め方のポイント

- ・ 第2回（令和6年9月26日）

事例紹介（大分市）
論点整理（現状、課題、方向性等）

- ・ 学校視察（令和6年11月上旬）

- ▶ 第3回（令和7年3月27日）
学校のあり方検討（再編）の考え方①（たたき台）

- ・ 第4回（令和7年4月頃）
学校のあり方検討（再編）の考え方②（たたき台）

- ・ 第5回（令和7年5月頃）
素案について

- ・ 第6回（令和7年6月頃）
成案について

次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 学校視察の報告（南部小学校、城井小学校）
4. 議事 学校のあり方検討（再編）の考え方

（１）学校のあり方検討の目的	．．． P	4
（２）学校のあり方検討の視点	．．． P	5
（３）目指したい教育環境	．．． P	6
（４）学校規模の考え方	．．． P 1	1
（５）学校のあり方検討の方法	．．． P 1	2
（６）学校規模に応じた検討の視点	．．． P 1	7
（７）学校再編のプロセス（案）	．．． P 1	8
（８）通学路・通学支援・跡地活用・フォロー	．．． P 1	9

5. その他
6. 閉会

1. 学校のあり方検討の目的

児童生徒の減少に伴う学習活動等の制約や課題に対し、教育的な観点から、教育条件や環境を整備し、教育効果の向上を図ることを目的とする。

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨するためには、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。
- 同時に、小・中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、地域の交流の場など様々な機能を併せ持ち、地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持つ。

2. 学校のあり方検討の視点

～考慮すべき事項～

学校のあり方検討の視点については、教育効果の向上を図ることのほか、社会・教育環境の変化に伴う多様な教育ニーズに対応できるよう、以下のことを考慮し総合的に検討を行います。

また、検討にあたっては、幅広く分かりやすい情報発信に努めるとともに、保護者・地域等との十分な協議や意見交換を行います。

- 通学距離や通学方法、通学路の安全性
- 特別支援教育の体制、特別支援学級の児童生徒への影響
- 放課後児童クラブへの影響
- 学校施設の改修や長寿命化等の状況
- 地域の活動や防災面等、各地域の状況
- 各学校の伝統
- 市の施策や計画との整合性

3. 目指したい教育環境①－1

～中津市の学校教育指導指（案）～

令和7年度 中津市 学校教育指導指針

自立する力を育て、社会で活躍できる子どもの育成

1 信頼される学校組織の強化

「個の力」の育成と「チーム力」の強化

- ①学校の教育目標と個人目標との連動
- ②組織的なOJT・短期のPDCAによるミドルリーダー・経験年数の浅い教職員の人材育成
- ③個の力を高めるための学校・教科・学年の垣根を越えた実践の共有
- ④非違行為、服務規律違反ゼロを目指す法令遵守の徹底
- ⑤地域と協働・連携した働き方改革の推進、学校支援センターと連携した学校運営体制の充実

2 子どもの意欲を高め・力を伸ばす学校教育の充実

自ら学ぶ意欲と確かな学力の育成

- ①みんな活躍授業の推進と充実
 - ・「中学校学力向上対策3つの提言・新大分スタンダード」をもとにした授業づくり
- ②言語能力の育成
 - ・キーワードを効果的に用いた問題解決型学習の充実
- ③個別最適な学習の充実
 - ・各種学力調査分析に基づいた授業と家庭学習・小テスト・補充学習の連動
 - ・AIドリルの活用

豊かな心の育成健康・体力づくりの推進

- ①道徳教育・人権教育の全体計画・年間指導計画に基づく確実な実施
- ②人権意識・人権教育の実践力を高める研修の充実
 - ・共通教材系統表に基づく授業研究の実施
 - ・中津市人権教育研究協議会との連携
- ③体力向上に向けた1校1実践による組織的取組の充実
- ④食習慣、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進

新しい時代に必要な総合力の育成

- ①「総合的な学習の時間」を核とした教科横断的な学習の充実
 - ・ふるさと学習・キャリア教育の充実
- ②外国語の学力向上の取組推進
 - ・小中が連携した基礎基本を定着させる授業改善の充実
 - ・ALTとの連携による各種体験活動を活用したコミュニケーション力の育成
- ③情報活用能力の育成
 - ・ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実

特別支援教育の充実

- ①「個別の指導計画」の活用促進及び内容の質の向上
- ②研修等を通じたUDの視点での授業づくりの推進

幼児教育の充実

- ①架け橋期に願う子どもの姿を意識した架け橋期カリキュラムの実践と検証
- ②幼保小の円滑な接続に向けての研修の実施
 - ・幼児教育アドバイザーの活用

3. 目指したい教育環境①－2

～中津市の学校教育指導指（案）～

3 安全・安心な学校づくりの推進 家庭・地域との連携・協働

組織的ないじめ・不登校対策の充実

- ①自己指導能力の育成を意識した教育活動の推進及び自治活動の充実
- ②子ども理解のための家庭訪問等による日常的な家庭との連携
- ③校内いじめ・不登校対策委員会を機能させた組織的対応の充実及び関係機関との連携強化
- ④市教委連絡票を活用した早期解決支援及び学期始めの支援の取組充実
- ⑤ICTの活用、教育支援センター「ふれあい学級」等との連携強化による不登校児童生徒への学習支援の拡充
- ⑥「人間関係づくりプログラム」の継続的な実施による未然防止の取組充実



安全・安心な体制づくり

- ①危機管理体制の充実
- ②関係機関との連携による防災教育の充実
- ③健康診断・ストレスチェック・勤務実態改善計画の実施による安心・安全な職場づくり

家庭・地域等との連携・協働

- ①学校・家庭・地域と連携した目標協働達成のためのコミュニティ・スクールの取組の拡充
- ②地域の教育力や社会教育との積極的な連携・活用促進
（「学びのススメ土曜塾」「ほーかご子ども教室」等の活用）

「学びの里なかつ」 ～ 一人ひとりを大切にする教育 ～

3. 目指したい教育環境②－ 1

「義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。」

（手引きP.2～3より引用）

～ハリー・スタック・サリヴァン医師の言葉～

「人間にとり、8歳半から始まる前思春期が非常に重要であるとし、そこでの友情から物事や世界の意味を確認できる、貴重な時期である。もし、それまでの母子関係（乳幼児期～前思春期まで）に何かしらの問題があった場合でも、ここでの重要な他者との出会いが、その人の人生を変える可能性がある。」

ハリー・スタック・サリヴァン：アメリカ合衆国の精神科医
（1892年2月21日～1949年1月14日）

3. 目指したい教育環境②－2

学校教育の目的を達成するため、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、以下の小規模化による課題等についての解消や緩和に向けた教育環境の実現を目指します。

【小規模化による課題等（デメリット）】

- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実現に制約が生じる。
- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・ クラス替えができず、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。

（手引きP.7より一部引用）

3. 目指したい教育環境②－2

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいて、過去の統合事例から、下記のような効果が報告されています。

【統合の効果の見通しと共有等（手引きP.19～20）】

◆児童生徒への直接的効果

- ・ 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった
- ・ 社会性やコミュニケーション能力が高まった
- ・ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した
- ・ 多様な意見に触れる機会が増えた

◆指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果

- ・ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった
- ・ 校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった
- ・ グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった
- ・ バランスの取れた教員配置が可能となった
- ・ 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した

4. 学校規模の考え方

国の基準、本市の実情などを勘案し、学級数による学校規模の基準を以下のとおり区分します。

国		中津市		
区分	小・中学校	区分	小学校	中学校
小規模校	11学級以下	過小規模校	1～5学級	1～2学級※
		小規模校	6～11学級	3～5学級
適正規模校	12学級～24学級	標準規模校	12～24学級	6～24学級
大規模校	25学級以上	大規模校	25学級以上	25学級以上

(特別支援学級を除く)

- 児童生徒が互いに学び合うことができ、人間関係が固定化しないよう、小・中学校ともにクラス替えができる1学年2学級以上を標準規模校とする。
- 小規模校は1学年1学級以上2学級未満とし、1学年1学級未満の場合は過小規模校とする。※大分県内の中学校は複式学級が解消されている。
- 大規模校については国の基準と同様

5. 学校のあり方検討の方法

中津市教育委員会が標榜する「自立する力を育て、社会で活躍できる子どもの育成」を実現するためには、「学力保障」もさることながら、「学びの補償」という観点において、みんなと仲良くする力や目標に向かって協力して頑張る力といった非認知能力を養い、社会性を身に付けることが大切です。そのためには、一定程度の集団の中で生活することが望ましく、また、バランスの取れた教職員の配置も必要となります。

一定の集団規模を確保するためには、「学校統合」「通学区域変更」などの再編の方法や、更に教育効果を高めるための「小中一貫校」や「義務教育学校」を設置する方法があります。

地理的要因や通学条件等により学校再編が困難な場合は、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、「小規模特認校」の設置など、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を検討します。

いずれの方法によるかは、対象の学校及びその周辺の学校の状況などに応じて検討します。また、児童生徒数の将来推計を考慮し、将来的な児童生徒数の確保を見据えて検討します。

5. 学校のあり方検討の方法（児童数の推移①）

学校別の児童数の推移

令和7年度以降の数値は、令和6年10月1日時点の住民基本台帳に基づく児童数の推計です。

※特別支援教室を除く

単位：人 データ元：住民基本台帳（R6.10.1）

↔：複式学級 ↔：複式学級（10人未満：学習補助員配置無し）

秣小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R6年度	9	7 ↔ 4	8 ↔ 4	5			37	100%
R7年度	8	9	7 ↔ 4	8 ↔ 4			40	108%
R8年度	3	8	9	7 ↔ 4	8		39	105%
R9年度	7	3 ↔ 8	9	7 ↔ 4			38	103%
R10年度	3	7 ↔ 3	8	9	7		37	100%
R11年度	3	3 ↔ 7	3 ↔ 8	9			33	89%
R12年度	4	3 ↔ 3	7 ↔ 3	8			28	76%

単式	複式	複式率
2	2	50%
2	2	50%
4	1	20%
2	2	50%
4	1	20%
2	2	50%
2	2	50%

※増減率…令和6年度の児童数を100%とした場合の増減率。以下同様。

深水小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R6年度	0	2 ↔ 2	0	2	0		6	100%
R7年度	0	0	2 ↔ 2	0	2		6	100%
R8年度	2	0	0	2 ↔ 2	0		6	100%
R9年度	4	0	0	0	2 ↔ 2		8	133%
R10年度	1	4	0	0	0	2	7	117%
R11年度	0	1 ↔ 4	0	0	0		5	83%
R12年度	0	0	1 ↔ 4	0	0		5	83%

単式	複式	複式率
1	2	67%
1	1	50%
1	1	50%
1	1	50%
1	1	50%
0	1	100%
0	1	100%

5. 学校のあり方検討の方法（児童数の推移②）

樋田小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R 6 年度	6	8	12	7	9	9	51	100%
R 7 年度	8	6	8	12	7	9	50	98%
R 8 年度	2	8	6	8	12	7	43	84%
R 9 年度	4	2	8	6	8	12	40	78%
R 1 0 年度	1	4	2	8	6	8	29	57%
R 1 1 年度	5	1	4	2	8	6	26	51%
R 1 2 年度	1	5	1	4	2	8	21	41%

単式	複式	複式率
6	0	0%
4	1	20%
4	1	20%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%

※令和 7 年度より複式発生 令和 1 0 年度より10人未満の複式発生

上津小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R 6 年度	8	7	7	3	8	8	41	100%
R 7 年度	6	8	7	7	3	8	39	95%
R 8 年度	4	6	8	7	7	3	35	85%
R 9 年度	8	4	6	8	7	7	40	98%
R 1 0 年度	2	8	4	6	8	7	35	85%
R 1 1 年度	5	2	8	4	6	8	33	80%
R 1 2 年度	1	5	2	8	4	6	26	63%

単式	複式	複式率
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
4	1	20%
2	2	50%
2	2	50%

※令和 1 2 年度より10人未満の複式発生

5. 学校のあり方検討の方法（児童数の推移③）

城井小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R 6 年度	4	5	3	9	4	4	29	100%
R 7 年度	1	4	5	3	9	4	26	90%
R 8 年度	7	1	4	5	3	9	29	100%
R 9 年度	3	7	1	4	5	3	23	79%
R 1 0 年度	4	3	7	1	4	5	24	83%
R 1 1 年度	3	4	3	7	1	4	22	76%
R 1 2 年度	2	3	4	3	7	1	20	69%

単式	複式	複式率
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%

下郷小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R 6 年度	6	6	5	4	6	3	30	100%
R 7 年度	9	6	6	5	4	6	36	120%
R 8 年度	6	9	6	6	5	4	36	120%
R 9 年度	3	6	9	6	6	5	35	117%
R 1 0 年度	5	3	6	9	6	6	35	117%
R 1 1 年度	3	5	3	6	9	6	32	107%
R 1 2 年度	4	3	5	3	6	9	30	100%

単式	複式	複式率
2	2	50%
2	2	50%
2	2	50%
4	1	20%
2	2	50%
4	1	20%
2	2	50%

※令和 7 年度より10人未満の複式発生

5. 学校のあり方検討の方法（児童数の推移④）

津民小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R 6 年度	0	1	0	0	1	1	3	100%
R 7 年度	0	0	1	0	0	1	2	67%
R 8 年度	1	0	0	1	0	0	2	67%
R 9 年度	0	1	0	0	1	0	2	67%
R 1 0 年度	1	0	1	0	0	1	3	100%
R 1 1 年度	0	1	0	1	0	0	2	67%
R 1 2 年度	1	0	1	0	1	0	3	100%

単式	複式	複式率
1	1	50%
0	1	100%
2	0	0%
0	1	100%
1	1	50%
0	1	100%
1	1	50%

三郷小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減率
R 6 年度	12	9	7	6	4	8	46	100%
R 7 年度	6	12	9	7	6	4	44	96%
R 8 年度	7	6	12	9	7	6	47	102%
R 9 年度	5	7	6	12	9	7	46	100%
R 1 0 年度	8	5	7	6	12	9	47	102%
R 1 1 年度	4	8	5	7	6	12	42	91%
R 1 2 年度	3	4	8	5	7	6	33	72%

単式	複式	複式率
2	2	50%
4	1	20%
4	1	20%
4	1	20%
4	1	20%
2	2	50%
2	2	50%

6. 学校規模に応じた検討の視点

【小学校】

過小規模校（複式学級）は、教育上の課題が大きいことから、地域における学校の役割を考慮しつつ優先的に検討を行います。

【中学校】

大分県内では県の独自措置として、複式学級編制はありませんが、生徒数の著しい減少などに起因する教育上の課題があると判断した場合は、検討を行います。

※各学校においては、教育の機会均等や教育水準の維持向上を図るため、それぞれの規模によるメリットを最大限に生かし、教育上の課題を緩和する様々な取組をおこなっているところであり、直ちに学校の役割が果たせなくなるわけではないことから、小規模校（1学年1学級以上2学級未満）については、保護者や地域住民からの要望があった場合に検討を行います。

◆上記を踏まえた場合、学校規模の検討が必要な学校は、真坂小学校、山口小学校を除く旧下毛地域の小学校が対象となり、地域性を考慮した地域単位での再編を検討する方法、教育効果を勘案した広域的な再編や小中一貫校を検討する等の方法が考えられます。

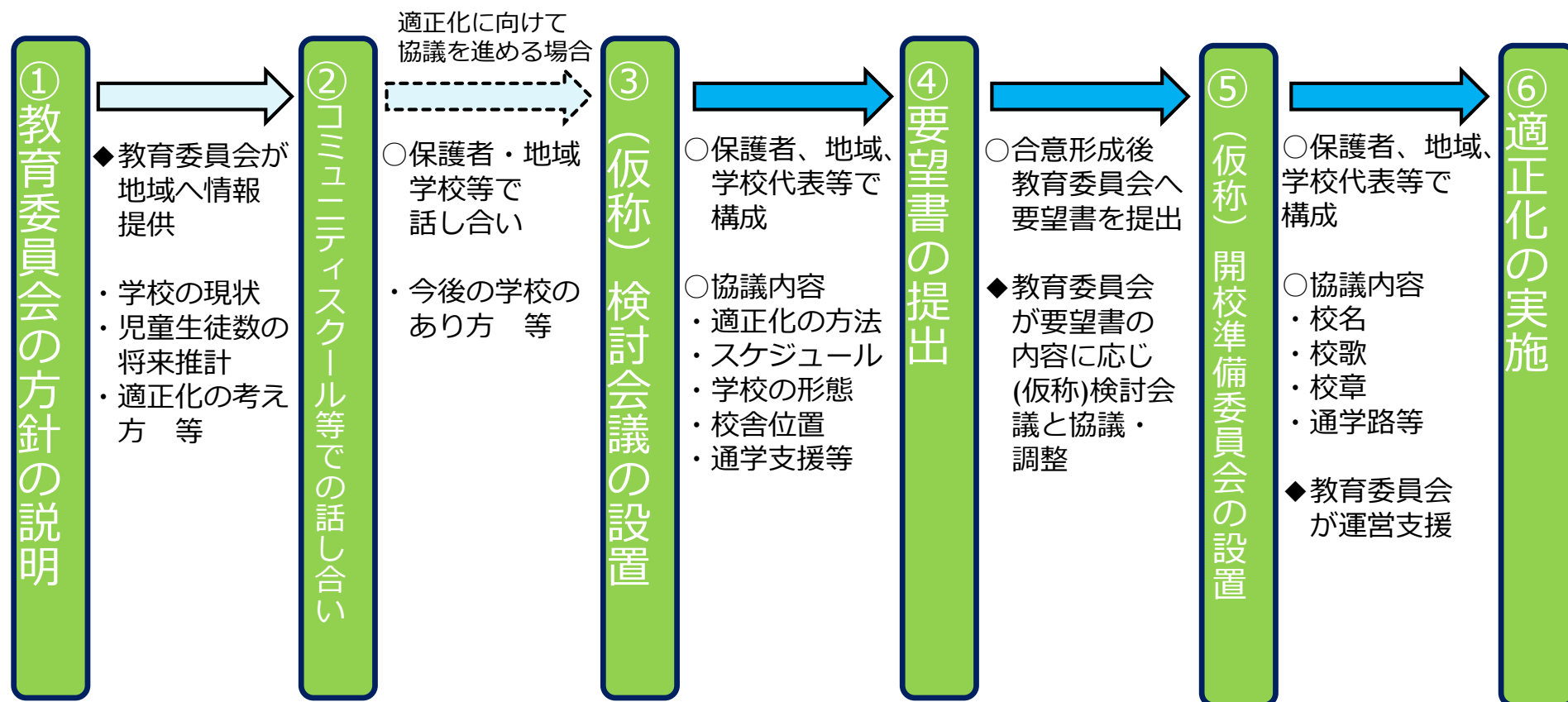
- 地域単位の小中一貫校の検討
- 小学校は、地域単位で再編の検討、中学校は広域的な単位での再編の検討
- 学校規模（教育効果）に重点を置いた旧下毛地域単位で小中一貫校の検討 等

7. 学校再編のプロセス（案）

あり方
【たたき台】

学校は地域と密接に係わっており、学校規模適正化の検討にあたっては、保護者や地域等の意見を聴きながら、児童生徒の教育環境の改善を中心に据えて推進する必要があります。

このため、幅広い意見を聴くことができる方法で再編を進めます。



(必要に応じ、アンケート調査や学校見学等を実施)

8. 通学路・通学支援・跡地活用・フォロー①

あり方
【たたき台】

適正化の取組に伴い、通学区域が広くなり、通学路の変更や通学距離が長くなる児童生徒もいます。児童生徒の通学の安全確保及び負担軽減の観点から、次のとおり支援等を行います。

- 保護者や地域の方々とともに通学路の点検を行い、関係部局や警察等とも連携して通学の安全確保に努めます。
- 原則、適正化後の通学距離が小学校はおおむね4 km（※1）、中学校はおおむね6 km（※2）（現行）を超える場合は通学支援を行います。
- 児童生徒の通学の負担や公共交通機関の整備状況に応じた支援を検討します。

※1：中津市立小学校児童の通学費の補助に関する条例

※2：中津市立中学校生徒の通学費の補助に関する条例

8. 通学路・通学支援・跡地活用・フォロー②

あり方
【たたき台】

●学校跡地の活用

学校跡地の利活用については、地域からの要望を丁寧に聞き取ったうえで、活用の計画を立てます。要望が無ければ、企業への貸付け・譲渡・売買を検討していきます。

●児童生徒への配慮・フォロー

取組にあたっては、児童生徒の不安を少しでも解消できるように、事前に学校行事を通じた交流を行うなど、取組後、スムーズに学校生活を送ることができるよう配慮します。

適正化前後で児童生徒の教育環境、意識等にどのような変化が見られるかをアンケート等により確認し、学校運営及び今後の取組の参考とします。

●学校運営のフォロー

取組にあたっては、児童生徒の環境の変化に配慮するとともに、円滑な移行と安定した学校運営が行われるよう検討します。